

## 福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

令和5年春闘結果での賃上げ率は、ほぼ30年ぶりの高水準となったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超高齢化社会という構造課題によるデフレ経済なども相まって、最低賃金近傍で働く者の生活は厳しい状況が続いており、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっている。

賃金と最低賃金の安定的な引上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な価格転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることが急務となっている。

また、パート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積するなか、重層的なセーフティネットの強化となる最低賃金の引上げと早期発効は重要な政策である。

よって、国においては、当県の一層の発展を図るため、賃金の経済政策と言える最低賃金引上げに関する次の措置を講じるよう強く要望する。

- 1 当県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること。  
特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、「新しい資本主義実現会議」において、2030年代半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を踏まえ相応の引上げを行うこと。
- 2 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、賃金引上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定ができるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること。
- 3 最低賃金の地域間格差が、地方からの人口流出を招いていることも示されており、労働力確保や人口流出抑制という観点からも早急に改善に取り組むこと。
- 4 当県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約において賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）での公契約条例の制定に向けて、地方公共団体に対して指導を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣 宛て  
経済産業大臣  
厚生労働大臣  
福島労働局長

福島県議会議長 西山尚利